

1 一般会計繰出金 1,011,026
 歳 出 合 計 3,768,344

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金 貸付金	392,450	普通貸借	1.55 0	中小企業総合事業団の貸付 条件による。
計	392,450	/	/	/

平成16年度青森県農業改良資金特別会計予算

平成16年度青森県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ354,903千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金額 千円
款	1 貸付勘定収入	343,734
	1 繰入金	3,860
	2 繰入金	89,344
	3 諸収入	242,810
	4 器具	7,720
	2 業務勘定収入	11,169
歳 入	1 繰入金	11,165
	2 繰入金	1
	3 諸収入	3

歳 入 合 計 354,903

歳 出

款 項	金額 千円
1 貸付勘定金	343,734
1 貸付金	343,734
2 業務勘定金	11,169
1 取扱事務費	11,169
歳 出 合 計	354,903

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
就農支援資金貸付金	7,720	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)の融資条件による。	0	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の融資条件による。
計	7,720	/	/	/

平成16年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成16年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ513,597千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金額 千円
款	1 貸付勘定収入	510,000

1	繰越収入	432,876
2	繰越収入	77,124
2	業務勘定収入	3,597
1	繰越収入	3,593
2	繰越収入	1
3	繰越収入	3
歳入合計		513,597

歳出	項目	金額
1	貸付勘定	千円
1	貸付	510,000
2	国庫返還	210,000
3	繰越	200,000
2	業務勘定	100,000
1	取捨事務	3,597
歳出合計		3,597
		513,597

平成16年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成16年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,956千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額
歳入		千円

1	貸付勘定収入	130,000
1	繰越収入	3,285
2	繰越収入	122,518
3	繰越収入	1,399
4	国庫支出	2,798
2	業務勘定収入	2,956
1	繰越収入	2,953
2	繰越収入	1
3	繰越収入	2
歳入合計		132,956

歳出	項目	金額
1	貸付勘定	千円
1	沿岸漁業改善資金貸付	130,000
2	業務勘定	130,000
1	取捨事務	2,956
歳出合計		2,956
		132,956

平成16年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院

(1)	病床数	730床
(2)	年間患者数	595,838人
イ	入院患者数	237,251人
ロ	外来患者数	358,587人
(3)	一日平均患者数	
イ	入院患者数	650人
ロ	外来患者数	1,476人

(4) 建設改良工事
 イ 病院工事 1,285,901千円
 ロ 資産購入 853,892千円

2 青森県立つくしが丘病院

(1) 病床数 350床
 (2) 年間患者数 129,797人

イ 入院患者数 109,500人
 ロ 外来患者数 20,297人

(3) 一日平均患者数

イ 入院患者数 300人
 ロ 外来患者数 84人

(4) 建設改良工事

イ 病院工事 4,064千円
 ロ 資産購入 26,638千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 中央病院事業収益 15,612,346千円

第1項 医療収益 13,855,163千円

第2項 医療外収益 1,757,183千円

第2款 つくしが丘病院事業収益 2,129,393千円

第1項 医療収益 1,549,899千円

第2項 医療外収益 579,494千円

支出

第1款 中央病院事業費用 16,276,905千円

第1項 医療費用 15,811,249千円

第2項 医療外費用 462,656千円

第3項 予備費 3,000千円

第2款 つくしが丘病院事業費用 2,250,864千円

第1項 医療費用 2,218,956千円

第2項 医療外費用 30,908千円
 第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 中央病院資本的収入 3,557,120千円

第1項 負担金 1,528,926千円

第2項 企業債 2,018,000千円

第3項 補助金 10,194千円

第2款 つくしが丘病院資本的収入 169,071千円

第1項 負担金 143,071千円

第2項 企業債 26,000千円

支出

第1款 中央病院資本的支出 3,557,120千円

第1項 建設改良費 2,139,793千円

第2項 償還金 1,417,327千円

第2款 つくしが丘病院資本的支出 169,071千円

第1項 建設改良費 30,702千円

第2項 償還金 138,369千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1	中央病院資本的支出	建設改良費	1,834,011	平成15年度	733,605
				平成16年度	1,100,406

1 建設改良費 県立中央病院総合周産期母子医療センター設置工事費

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	2,018,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院医療器械整備事業	26,000			
計	2,044,000	/	/	/

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,075,816千円

(2) 交際費 321千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 院内保育事業運営費に係る県費補助金 26,326千円

(2) 救急現場医療確保事業費に係る県費補助金 10,409千円

(3) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 5,567千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,856,268千円と定める。

平成16年度青森県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度青森県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業業量

イ 年間販売電力量 46,834,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	金額
第1款 電気事業収益	401,796千円
第1項 営業収益	401,322千円
第2項 財務収益	474千円

支出

第1款 電気事業費用	333,568千円
第1項 営業費用	313,660千円
第2項 財務費用	5,482千円
第3項 営業外費用	9,426千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額138,604千円は減債積立金16,820千円、建設改良積立金46,950千円、中小水力発電開発改良積立金65,328千円、損益勘定留保資金3,804千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,702千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	10,000千円
第1項 他会計への長期貸付金返還金	10,000千円

支出

第1款 資本的支出	148,604千円
第1項 建設改良費	131,784千円
第2項 企業債償還金	16,820千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと

定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

154,362千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,130千円と定める。

平成16年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量

121,280,840立方メートル

ロ 給水事業所数

12事業所

ハ 一日平均給水量

332,580立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量

722,700立方メートル

ロ 給水事業所数

1事業所

ハ 一日平均給水量

1,980立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益

940,743千円

第1項 営業収益

939,805千円

第2項 営業外収益

938千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業収益

34,150千円

第1項 営業収益

34,148千円

第2項 営業外収益

2千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業費用

899,049千円

第1項 営業費用

772,338千円

第2項 営業外費用

116,711千円

第3項 予備費

10,000千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業費用

49,391千円

第1項 営業費用

35,859千円

第2項 営業外費用

12,532千円

第3項 予備費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額155,749千円は減債積立金7,640千円、建設改良積立金23,707千円、損益勘定留保資金123,198千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,204千円で補てんするものとする。)

収入

0千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出

155,327千円

第1項 建設改良費

24,891千円

第2項 企業債償還金

130,436千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業資本的支出

422千円

第1項 建設改良費

422千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと

定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 242,442千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,713千円と定める。

平成16年度青森県観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度青森県観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量
イ 年間有料入館者数 238,000人
ロ 一日平均有料入館者数 656人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 観光施設事業収益 453,415千円

第1項 営業収益 195,874千円

第2項 営業外収益 257,541千円

支 出

第1款 観光施設事業費用 478,970千円

第1項 営業費用 478,492千円

第2項 営業外費用 478千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本

的支出額に対し不足する額124,354千円は損益勘定留保資金123,195千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,159千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 16,043千円

第1項 補助金 16,043千円

支 出

第1款 資本的支出 140,397千円

第1項 建設改良費 40,397千円

第2項 他会計からの長期借入金償還金 100,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 320千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 県営浅虫水族館運営対策に係る県費補助金 240,000千円

(2) 県営浅虫水族館建設改良に係る県費補助金 16,043千円

平成16年度青森県駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度青森県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量

イ 年間駐車台数
ロ 一日平均駐車台数

270,620台
741台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 駐車場事業収益

168,179千円

第1項 営業収益

159,356千円

第2項 営業外収益

8,823千円

支 出

第1款 駐車場事業費用

102,527千円

第1項 営業費用

98,083千円

第2項 営業外費用

3,444千円

第3項 予備費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額128,368千円は減債積立金34,600千円、建設改良積立金77,820千円、損益勘定留保資金11,960千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,988千円で補てんするものとする。）。

収 入

0千円

支 出

第1款 資本的支出

128,368千円

第1項 建設改良費

83,768千円

第2項 企業債償還金

34,600千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金

10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

10,500千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円一銭